

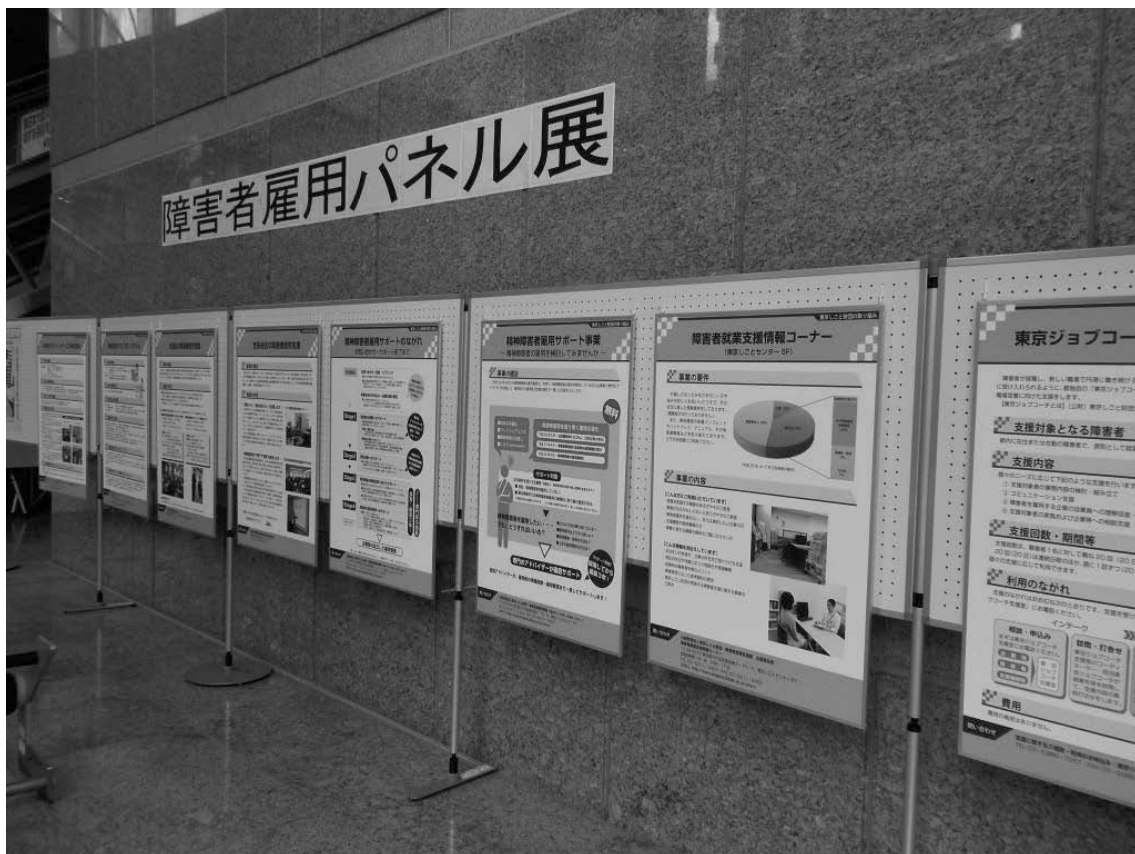
行動13

「障害者雇用支援月間」「障害者週間」 等でのPRを充実します。

障害者雇用支援月間（9月）、障害者週間（12月3日～9日）において、メディアに本行動宣言のPRや企業の求人広告を掲載していきます。

また、その期間に、各種イベントなどを「障害者雇用促進キャンペーン」として実施するとともに、広報東京都、ポスター、車内つり広告等でPRしていきます。

【東京しごと財団 障害者雇用パネル展】



(東京都、東京しごと財団)

行動13を具体化する事業

事業名・事業内容	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度 取組と事業目標	担当
<p>13-1 障害者雇用支援月間(9月)における情報発信関係事業</p> <p>企業・都民の皆様に向けて、障害者雇用の機運醸成と障害者雇用支援のためシンポジウム等普及啓発事業を実施する。</p>	<p>パネル展示 9/1～9/30 障害者雇用に積極的に取り組む企業や、働く障害者の就業の様子をパネルやビデオで紹介</p> <p>シンポジウム9月24日 テーマ「東京の障害者就労支援を考える」</p>	<p>パネル展示 9/1～9/30 障害者雇用に積極的に取り組む企業や、働く障害者の就業の様子をパネルやビデオで紹介</p> <p>シンポジウム9月25日 テーマ「東京の障害者就労支援を考える」</p> <p>パンの販売会9月25日 障害者が働いているペーカリーによる出張販売</p>	<p>パネル展示 9/1～9/30 障害者雇用に積極的に取り組む企業や、働く障害者の就業の様子をパネルやビデオで紹介</p> <p>オープニング講演会 9月2日 障害者のミュージシャンとその母親による講演会と演奏会</p> <p>シンポジウム 9月18日 テーマ「精神障害者の就労について学ぶ」</p> <p>パンの販売会 9月15日 18日 障害者が働いているペーカリーによる出張販売</p>	<p>パネル展示(9月) シンポジウムを9月13日に予定</p>	<p>【事業所管】 東京都 東京しごと財団</p>
<p>13-2 障害者週間におけるPRの実施</p> <p>障害者週間のPR用ポスターに障害者の就労支援の内容を盛り込むなど、障害者への普及啓発を行う。</p>	<p>広く障害者問題に関する普及啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間記念の集い「ふれあいフェスティバル」 ・障害者の法律(福祉)特別電話相談 ・啓発ポスターの掲示 ・テレビ朝日「東京サイト」に情報提供 ・東京都障害者福祉交流セミナー「東京における相談支援の現状を考える～相談支援のしくみ、それを動かす人材をどう活かしていくか～」 	<p>広く障害者問題に関する普及啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間記念の集い「ふれあいフェスティバル」 ・障害者の法律(福祉)特別電話相談 ・啓発ポスターの掲示 ・テレビ朝日「東京サイト」に情報提供 ・東京都障害者福祉交流セミナー「障害者ケアマネジメント、再び～障害者(児)相談支援充実のために～」 	<p>広く障害者問題に関する普及啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間記念の集い「ふれあいフェスティバル」 ・障害者の法律(福祉)特別電話相談 ・啓発ポスターの掲示 ・テレビ朝日「東京サイト」に情報提供 ・東京都障害者福祉交流セミナー「求む!こんな支援者～障害者(児)相談支援の充実のために～」 	<p>障害者週間中の機会を捉えて、就労支援に係る内容を盛り込み、効果的な普及啓発を図っていく。</p>	<p>【事業所管】 東京都</p>

行動14

障害者雇用好事例や職場で配慮すべき事項を紹介します。

これまでも関係機関等により、障害者雇用好事例集を発行してきましたが、それをさらに充実していきます。

また、障害者雇用に当たっての留意点のほか、雇用支援制度や地域の関係機関を紹介する「障害者雇用促進ハンドブック」を広く配布していきます。

これらを通して、障害特性や就労上配慮すべき事項地域の就労支援機関の支援状況などを紹介し、企業が障害者雇用にさらに積極的に取り組めるよう支援していきます。



【主な内容】

- 障害者の雇用状況
- 障害者に関する法律
- 障害者を雇用する際の配慮事項
- 障害者雇用に関する制度等
- 障害者雇用に関する制度を活用した事例
- 障害者を支援する様々な機関

(東京都)

行動14を具体化する事業

事業名・事業内容	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 27 年度実績	平成 28 年度 取組と事業目標	担当
14-1 精神障害者就労支援連携強化事業（再掲） 精神障害者の就職及び安定的な就労継続に向け、就労支援機関や医療機関等を対象として、精神障害者を雇用する企業などへの見学会のコーディネート等を行うことにより、精神障害者に対する就労支援の更なる理解促進と連携強化を図る。 【開催回数】 ・精神障害者が雇用されている企業の見学会 24 か所 ・精神障害者が通う医療機関のデイケア等の見学会 12 か所	27 年度 新規事業	27 年度 新規事業	・企業見学会 24 か所 ・医療機関等見学会 12 か所	好事例等紹介のリーフレットについて、企業・就労支援機関等へ、企業向け普及啓発セミナー等で紹介する	【事業所管】 東京都
14-2 医療機関との連携による障害者就労促進事業（新規）（再掲） 精神障害者の就労支援における医療機関との連携を強化をするため、医療機関での就労に向けた実習受入や院内研修等を実施するとともに、その成果を就労支援機関等に広く普及させ、精神障害者の就職及び安定的な就労継続を支援する。 【実施内容】 ・医療機関と就労支援機関の意見交換会 ・院内勉強会、実習受入 ・セミナー、DVDによる普及啓発	28 年度 新規事業	28 年度 新規事業	28 年度 新規事業	事業内容等を取りまとめた普及啓発DVDについて、企業・就労支援機関等へ、企業向け普及啓発セミナー等で紹介する	【事業所管】 東京都
14-3 学校 PR ～企業向けDVDの作成の推進 各企業の障害者雇用に対する理解啓発や企業開拓時のプレゼンテーションに活用するため、卒業生の就労先での活躍の様子等を盛り込んだDVDを作成し活用する。	各校進路担当者の企業開拓活動に活用し、各企業の障害者雇用に対する理解啓発を促した。	各校進路担当者の企業開拓活動に活用し、各企業の障害者雇用に対する理解啓発を促した。	各校進路担当者の企業開拓活動に活用し、各企業の障害者雇用に対する理解促進を促すDVDを制作した。	各校の進路担当者の企業開拓のツールとして活用する。	【事業所管】 東京都教育委員会
● 障害者就労実態調査 障害者を雇用している都内民間企業について、障害者の一般就労における実態や支援体制について全体像を把握し、分析を行うことにより、就労支援体制の充実強化及び定着支援の充実策の検討に資する	26 年度 新規事業	1800 社を対象に実態調査を実施	調査結果について、企業・就労支援機関等へ、企業向け普及啓発セミナー等で紹介する		【事業所管】 東京都
● 就労支援機関 PR ～企業向けDVDの作成・配布 企業に対して、地域の就労支援機関の支援状況などを紹介するDVDを作成、配布し、就労支援機関の一層の活用を図っていく。	各区市町村障害者就労支援事業者及び各障害者就業・生活支援センターにおいて、企業への啓発に活用を図った。				【事業所管】 東京都
● 雇用好事例集などの作成	(平成 23 年度事業終了)				【事業所管】 東京障害者職業センター
● 障害者雇用実態調査の実施【東京都緊急雇用創出事業】	(平成 23 年度事業終了)				【事業所管】 東京都

視点7 中小企業の障害者雇用をサポート

行動15

中小企業に対し雇用ノウハウ等を提供します。

中小企業団体をはじめとする関係機関と密接に連携しながら、中小企業への雇用支援策を推進し、中小企業における雇用促進を図っていきます。

○東京都中小企業団体中央会の取組

東京都中小企業団体中央会は、講習会をはじめ情報誌やパンフレット、ホームページ等を活用し、障害者雇用促進に向けた普及・啓発を図っていきます。

○東京ジョブコーチ支援事業等の推進

東京都独自の「東京ジョブコーチ」を養成し、初めて障害者を雇用する中小企業等に出向いて支援を行うなど、障害者の職場定着を図ります。

○総合コーディネート事業の推進

東京しごと財団が、総合コーディネート事業の一環として、企業合同説明会、企業向け普及啓発セミナー、障害者雇用企業見学会等を実施しており、それらを通じて、中小企業における障害者の雇用促進を図ります。

(東京しごと財団、東京都中小企業団体中央会)

行動15を具体化する事業

事業名・事業内容	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度取組と事業目標	担当
15-1 事業協同組合の活用による中小企業における障害者雇用創出に向けた取り組み	・(公財)東京しごと財団との共催による「中小企業経営者向け障害者雇用啓発セミナー」を開催し、中小企業における障害者雇用の創出を促進。(出席者24名)	・(公財)東京しごと財団との共催による「中小企業経営者向け障害者雇用啓発セミナー」を開催し、中小企業における障害者雇用の創出を促進。(出席者14名)	・(公財)東京しごと財団との共催による「中小企業経営者向け障害者雇用啓発セミナー」を開催し、中小企業における障害者雇用の創出を促進。(出席者19名)	東京都障害者就労支援協議会構成機関と連携しながら、事業協同組合等を通じて中小企業における障害者雇用の理解促進及び関係法令、各種障害者支援施策の周知を図る。	【事業所管】 東京都中小企業団体中央会
15-2 東京ジョブコーチ支援事業の推進(再掲) 都独自の東京ジョブコーチを養成し、職場定着を支援する。	○東京ジョブコーチ数:64名 (平成25年度末時点) ○支援開始数:684件 ○稼働延日数:6,926日	○東京ジョブコーチ数:69名 (平成26年度末時点) ○支援開始数:734件 ○稼働延日数:7,723日	○東京ジョブコーチ数:68名 (平成27年度末時点) ○支援開始数:733件 ○稼働延日数:7,711日	○支援目標:600件	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団
15-3 総合コーディネート事業の推進(再掲) 拡充 職業訓練から雇用就業に結びつけるコーディネート機能を駆使して、関係機関と連携し、企業合同説明会や相談会、普及啓発セミナーなど障害者の一般就労に向けた事業を実施する。	(1)就労支援機関との意見交換会 年2回 (2)普及啓発セミナー 年7回 (うち経営者向けセミナー 年2回) (3)求職者と就職者の交流会 年2回 (4)企業合同説明会 年2回 (5)就業総合相談会 年4回 (6)職場体験実習 年963件 (7)職場体験実習面談会 年4回 (8)職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業 年26件 (9)障害者就活セミナー 年4回 (10)障害者雇用実務情報ネットワーク構築事業 年3回 (11)障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	(1)就労支援機関との意見交換会 年2回 (2)普及啓発セミナー 年6回 (うち経営者向けセミナー 年2回) (3)求職者と就職者の交流会 年2回 (4)企業合同説明会 年2回 (5)就業総合相談会 年4回 (6)職場体験実習 年1,389件 (7)職場体験実習面談会 年6回 (8)職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業 年75件 (9)障害者就活セミナー 年5回 (10)障害者雇用実務講座 ・知識/ノウハウコース 年2回 ・実践演習コース 年2回 (11)精神障害者雇用サポート事業 年24社 (12)障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	(1)就労支援機関との意見交換会 年2回 (2)普及啓発セミナー 年6回 (うち経営者向けセミナー 年2回) (3)求職者と就職者の交流会 年2回 (4)企業合同説明会 年2回 (5)就業総合相談会 年4回 (6)職場体験実習 年1,673件 (7)職場体験実習面談会 年6回 (8)職場体験実習ミニ面談会 年4回 (9)職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業 年99件 (10)障害者就活セミナー 年6回 (11)障害者雇用実務講座 ・知識/ノウハウコース 年3回 ・実践演習コース 年2回 (12)精神障害者雇用サポート事業 年30社 (13)障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	(1)就労支援機関との意見交換会 年2回 (2)普及啓発セミナー 年6回 (うち経営者向けセミナー 年2回) (3)求職者と就職者の交流会 年2回 (4)就業総合相談会 年4回 (5)職場体験実習 年2,000件 【拡充】 (6)職場体験実習面談会 年8回 【拡充】 (7)職場体験実習ミニ面談会 年4回 (8)職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業 100件 (9)障害者就活セミナー 年6回 (10)障害者雇用実務講座 ・知識/ノウハウ習得コース 年3回 ・実践演習コース 年2回 (11)精神障害者雇用サポート事業 年30社 (12)障害者就業支援情報コーナーによる情報提供 他	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団
15-4 中小企業障害者雇用応援連携事業(新規) 東京都、東京しごと財団、国(東京労働局・ハローワーク)、都内障害者就労支援機関が連携し、企業支援連絡会を開催のうえ、都内障害者就労支援機関に配置した障害者雇用支援員により、障害者雇用を進めていく必要のある中小企業を個別訪問、企業ニーズに応じた情報提供支援メニューの提案等を行う。	28新規事業	28新規事業	28新規事業	○雇用支援連絡会の開催(年3回) ○障害者雇用支援員による目標支援対象企業年間300社	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団
15-5 職場内障害者サポーター事業(新規) 企業における自立的な障害者支援を推進するため、企業の人事担当者や障害者と共に働く社員に対し、障害者支援のノウハウを学べる養成講座を実施する。講座修了者が職場内障害者サポーターとして6か月間の障害者支援を行うとともに、フォローアップ研修を修了した場合、奨励金を支給する。 【支給額(1事業所当たり)】 中小企業:24万円 大企業・特例子会社:12万円	28年度 新規事業	28年度 新規事業	28年度 新規事業	○養成講座 受講者 年300人	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団
● 障害者職場定着サポート推進事業 障害者の雇用継続に関する課題が発生した場合の、効果的な定着支援方法などの事例を収集し、企業や障害者就労支援機関に普及啓発することにより、企業、障害者就労支援機関それぞれに効果的・効率的な定着支援につなげ、障害者の雇用を促進する。	26年度 新規事業	○事業推進連絡会の実施(3回開催) ○定着支援の課題等分析(700件) ○効果的な事例収集対象候補の事例収集(100件)	○事業推進連絡会の実施(3回開催) ○効果的な定着支援方法の事例選定(30件) ○定着の課題分析と事例収集を行った地域の就労支援機関による企業・就労支援機関を対象に事例収集等を内容としたセミナーの実施(6回実施) ○都HPの活用や事例集の作成・配布等を行い都内全域への普及啓発を実施	(平成27年度事業終了)	【事業所管】 東京都
● オーダーメイド型障害者雇用支援サポート事業 障害者雇用に取り組む中小企業に対しモデル事業として、都の支援員がニーズに合わせた支援計画を作成し、採用前の環境整備からアフターフォローまでを一貫して支援する。また、使用者団体や障害者就業支援機関等からなる協議会を設置し、支援で得られた課題の検討や成果を情報発信し、障害者雇用の促進を図る。	地域に協議会を設置するとともに、初めて障害者雇用に取り組むチャレンジ企業を募集した。応募した企業については、支援員が採用前の環境整備から定着支援等のアフターフォローまで一貫して支援した。 (新規企業 12社)				【事業所管】 東京都

行動16

中小企業の雇用に向けた取組を促進します。

国の助成制度に加え都独自の賃金助成を行い、中小企業における障害者の雇用促進・定着を図ります。

また、障害者を多数雇用している企業の登録を募り、シンボルマークの作成、ホームページでの紹介等により、その取組を東京都が広く周知することで、中小企業における障害者雇用の取組を進めていきます。

(東京労働局、東京都)

行動16を具体化する事業

事業名・事業内容	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度 取組と事業目標	担当
16-1 中小企業障害者雇用支援助成事業 国の「特定求職者雇用開発助成金」「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金」受給満了後、中小企業に対して、最大2年間の貸付助成を行う。(就業場所が都内、「特開金」「発難金」満了後も引き続き雇用継続が条件。) 【給付内容】 ・重度障害者 月額3万円(定額) ・重度以外 月額1万5千円(〃) ・訪問相談員による相談支援	支給決定件数：410件	支給決定件数：506件	支給決定件数：728件	○中小企業事業主に制度を周知し、本助成金の活用を促進することで、障害者の職場定着を図る。	【事業所管】 東京都
16-2 障害者安定雇用奨励事業(新規) 障害者や難病患者の安定雇用と処遇改善に取り組む事業者に対して、奨励金を支給する。 障害者等を正規雇用や無期雇用で採用した場合に支給する「雇入れ奨励金」、有期雇用から、正規雇用や無期雇用へ転換した場合に支給する「転換奨励金」の2種類がある。 【支給金額】 障害者等一人あたり120万円(大企業は100万円)	28年度 新規事業	28年度 新規事業	28年度 新規事業	○都内企業やハローワーク、障害者就労支援機関等に対し、事業の積極的な周知を行い、利用促進を図る。	【事業所管】 東京都
16-3 障害者雇用優良企業登録制度の推進 【障害者雇用優良企業】 ・都内に本社又は事業所を設置 ・労働者が300人未満 ・障害者雇用率が2.1%以上 等	9社登録	3社登録	1社登録	障害者を率先して雇用し、能力活用に積極的な企業の登録を募り、シンボルマークの利用、東京都のホームページへの掲載により、企業のイメージアップと障害者雇用の普及啓発を図る。	【事業所管】 東京都
16-4 「特定求職者雇用開発助成金」の活用 身体・知的障害者 2年 135万円→120万円 身体・知的(重度・45歳以上) 3年 240万円 短時間労働 2年 90万円→80万円 ※中小企業事業主の支給金額	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載 (支給決定件数：7,092件)	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載 (支給決定件数：8,248件)	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載 (支給決定件数：9,447件)	事業主に周知し、活用を促すことで障害者雇用の促進を図る。特に、中小企業事業主に対しては、助成金額及び助成機関が拡充されていることを周知し活用を促す。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
16-5 「障害者トライアル雇用奨励金」の活用 障害者を一定期間雇用することで適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進し障害者の雇用を創出する。 障害者トライアル雇用の場合：月4万円、障害者短時間トライアル雇用の場合：月2万円	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載 (支給決定件数：障害者トライアル雇用61件、障害者短時間トライアル雇用3件)	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載 (支給決定件数：障害者トライアル雇用175件、障害者短時間トライアル雇用19件)	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載 (支給決定件数：障害者トライアル雇用436件、障害者短時間トライアル雇用16件)	事業主に周知し、活用を促すことで障害者雇用の促進を図る。特に、中小企業事業主に対しては、助成金額及び助成機関が拡充されていることを周知し活用を促す。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
16-6 「障害者雇用ファースト・ステップ奨励金」の活用 雇用経験のない中小企業が、ハローワークの紹介により障害者を雇用する場合、120万円を支給する。	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載 (支給決定件数：22件)	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載 (支給決定件数：11件)	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局HPに掲載 (支給決定件数：15件)	中小企業事業主に周知を図り、奨励金を活用して、障害者の雇用経験が無い中小企業が障害者の雇用に踏み出せるよう支援する。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
16-7 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金の活用 中小企業事業主が障害者を10人以上雇用し、障害者の雇い入れに必要な施設や設備などを設置・整備した場合に、それらにかかった費用の一部を助成する。	支給決定件数：0件	受給資格認定申請件数：1件 支給決定件数：0件 企業向けの各種雇用支援セミナー、ハローワーク窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨、関係機関等への周知、あらゆる機会を通じて制度を周知。	受給資格認定申請件数：0件 支給決定件数：0件 企業向けの各種雇用支援セミナー、ハローワーク窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨、関係機関等への周知、あらゆる機会を通じて制度を周知。	企業向けの各種雇用支援セミナー、ハローワーク窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨をするほか、関係機関等への周知を含め、あらゆる機会を通じて制度の周知を徹底する。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局

視点8 法定雇用率達成を目指す

行動17 企業等への法定雇用率達成に向けた指導・支援を強化します。

○指導基準に基づいた厳正な指導

東京における企業指導が全国の障害者雇用に大きな影響を及ぼすことも踏まえながら、大企業に対する厳正な指導を徹底するとともに、中小企業にも重点を置いて、ハローワークの所長によるトップ指導など効果的な指導を展開していきます。

○企業の雇用課題に応じた支援

業種や規模、雇用実績の有無等を踏まえ、個々の企業が抱える課題に応じて具体的な取組みを提案しながら、効果的な支援を行っていきます。

また、企業の雇用好事例を紹介するセミナーや企業の見学会、就職面接会・ミニ面接会・企業グループ面接会などを開催し、障害者に対する理解を促進し、直接出会える機会を提供します。

○公的機関に対する指導

法定雇用率未達成の公的機関に対して、すみやかに雇用率を達成するよう指導を強化します。

(東京労働局)

行動17を具体化する事業

事業名・事業内容	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度 取組と事業目標	担当
17-1 基準に基づいた指導 大企業に対する指導を継続しつつ、中小企業にも重点をおいて、指導基準に基づいた厳正な雇用率達成指導を展開する。	指導件数：37,361件 企業名公表：0社	指導件数：36,727件 企業名公表：3社	指導件数：32,801件 企業名公表：0社	大企業に対する指導を継続しつつ、中小企業にも重点を置いて、指導基準に基づいた厳正な雇用率達成指導を展開する。 平成28年6月1日現在民間企業実雇用率の目標1.84%以上、法定雇用率達成企業割合目標34.4%	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
17-2 企業の雇用課題に対応した支援 個々の企業が抱える課題・ニーズに対応した提案を行い、障害者の採用に向けた具体的な行動を起こせるよう支援を展開する。	指導件数：37,361件 企業名公表：0社	指導件数：36,727件 企業名公表：3社	指導件数：32,801件 企業名公表：0社	職場実習、ジョブコーチ支援、各種助成金制度、職場定着支援等のハローワークの様々な支援制度について説明し、活用を働きかけながら支援を展開する。 平成28年6月1日現在民間企業実雇用率の目標1.84%以上、法定雇用率達成企業割合目標34.4%	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局

視点9 公的機関も雇用機会拡大へチャレンジ

行動18 都庁でのチャレンジ雇用を拡充します。

東京都は、障害者を620.5人雇用しています（雇用率2.61%）。

東京都教育委員会は、障害者を881.5人雇用していますが、実雇用率は2.06%（法定雇用率2.2%）と法定雇用率に達しておらず、引き続き雇用の拡充を進めていきます。

また、平成20年度から、知的障害者や精神障害者のチャレンジ雇用を実施しています。都庁において、知的障害者や精神障害者を短期間雇用し、その業務経験を踏まえて、一般企業への就職の実現を図ります。

今後、都庁のチャレンジ雇用のこれまでの実施状況を踏まえ、さらなる充実に取り組んでいくとともに、都内の区市町村等でもチャレンジ雇用を促進していきます。

【都庁雇用にチャレンジ事業の経験者（非常勤職員）の声（業務日誌より）】

○昨年4月にチャレンジ雇用を開始したころを思い出すと、事務の仕事について右も左も分からない状態から出発して、今では多種多様な仕事に対応できるようになるまでに至ったことを思うと感慨深いものがあります。

チャレンジ雇用を通して気づいたことは、仕事に対する私自身の考え方を大きく変えることが出来たことだと思います。以前は仕事では常に自分の力を100%保っているべきと、完璧主義的な考え方でしたが、今は1日の内でのペース配分を考えて、仕事の内容や重要度、緊張度に対応して力を入れるところ、緩めるところを意識できるようになりました。今後仕事を長く続けていくにあたって、とても大切な気づきになったと感じています。

（東京都）

行動18を具体化する事業

事業名・事業内容	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度取組と事業目標	担当
18-1 教育委員会の一般の雇用の拡充 教員採用における障害者対象の相談会の実施など個別の取組を進めるほか、障害者雇用を大きく拡充するための方策について検討を進める。	818名 (25.12.31現在)	889.5名 (26.12.1現在)	917名 (27.12.31現在)	東京都教育委員会版チャレンジ雇用を引き続き実施するほか、教育委員会の雇用の拡充のための具体的な方策について、知事部局等とも連携し引き続き検討を進めていく。	【事業所管】 東京都教育委員会
18-2 チャレンジ雇用の拡充 (拡充) 知的障害者・精神障害者を臨時職員として短期雇用する。 【期間】4ヶ月間→6ヶ月間 【人数】12人→16人 H25年度より 知的障害者・精神障害者を非常勤職員として短期雇用する 【期間】1年間 【人数】6人 H28年度より 知的障害者・精神障害者を非常勤職員として雇用する。 【期間】1年間 (福祉保健局分は2回まで更新可) 【人数】19人 この他、短期実習生の受入を実施する。	非常勤職員(1年) 6人 (福祉保健局4人、産業労働局2人) 臨時職員(6ヶ月) 25人 (福祉保健局21人、産業労働局4人) 計 31人雇用	非常勤職員(1年) 6人 (福祉保健局4人、産業労働局2人) 臨時職員(6ヶ月) 25人 (福祉保健局21人、産業労働局4人) 計 31人雇用	非常勤職員(1年) 6人 (福祉保健局4人、産業労働局2人) 臨時職員(6ヶ月) 25人 (福祉保健局21人、産業労働局4人) 計 31人雇用	平成28年度からは都庁内に「東京チャレンジオフィス」を開設し、知的障害者、精神障害者が非常勤職員や短期実習生として、それぞれのニーズや適性に合った就労経験を積む機会を提供することで、一般企業への就労を支援する。なお、東京障害者職業能力開発校を「東京チャレンジオフィス(サテライト)」とする。 非常勤職員 福祉保健局17人(1年で2回まで更新可) 産業労働局2人(1年) 実習生(原則、1か月程度)若干名	【事業所管】 東京都
18-3 東京都教育委員会版チャレンジ雇用の拡充 (拡充) 知的・精神障害者を非常勤職員として雇用する。 【期間】1年以内(2回まで更新可能)	74名雇用 (年度途中から雇用した者を含む。)	106名雇用 (年度途中から雇用した者を含む。)	123名雇用 (年度途中から雇用した者を含む。)	159名雇用 (年度途中から雇用する者を含む。)	【事業所管】 東京都教育委員会
●【東京都緊急雇用創出事業】によるチャレンジ雇用 厳しい雇用情勢において離職を余儀なくされた知的障害者・精神障害者を臨時職員として短期雇用する。 【期間】6ヶ月 【人数】13人					【事業所管】 東京都

視点10 「働きたい」と「雇いたい」をマッチング

行動19

「キャリア形成シート(個別移行支援計画を含む)」を就労支援機関、企業等に引き継ぎます。

特別支援学校が策定する「個別移行支援計画」を、在学中の早い時期から、区市町村障害者就労支援センターや障害者就業・生活支援センター等の地域の就労支援機関と情報共有し、一人ひとりのニーズに応じた継続的支援を実施していきます。

また、地域の就労支援機関は、個別移行支援計画を引き継いで、マッチングの支援ツール（キャリア形成シート）を作成し、訓練利用、就職、離職、再就職の各ステージで、十分な情報を盛り込み、本人の主体性に配慮しつつ、企業等に引き継いでいきます。

そして、キャリアカウンセリングの実施のもと、本人の就労の目標や希望、キャリア形成上の課題が、就職や就労の継続に活かされるよう工夫していきます。

(就労支援機関、東京都教育委員会、東京都)

行動19を具体化する事業

事業名・事業内容	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績	平成 27 年度実績	平成 28 年度 取組と事業目標	担当
<p>19-1 個別移行支援計画の引継ぎ</p> <p>特別支援学校在学中の早い時期から、地域の就労支援機関と情報共有し、生徒一人一人のニーズに応じた継続的支援な進路指導、就労支援を実施する。</p>	<p>・全ての都立特別支援学校において、個別の教育支援計画を作成し、児童・生徒一人一人のニーズに応じ、家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関との連携した支援を実施した。個別の教育支援計画については、検討員会での検討を受け、冊子「これからの個別の教育支援計画」を作成し、都内公立学校の教員に配布した。</p> <p>・全ての都立特別支援学校高等部設置校において、一人一人のニーズに応じた個別移行支援計画を作成し、区市町村障害者就労支援センター等との情報を共有し、実習先・就労先での職業指導や職場定着指導が円滑に進むよう支援を図った。</p>	<p>・全ての都立特別支援学校において、個別の教育支援計画を作成し、児童・生徒一人一人のニーズに応じ、家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関との連携した支援を実施した。個別の教育支援計画については、検討員会での検討を受け、冊子「これからの個別の教育支援計画」を作成し、都内公立学校の教員に配布した。</p> <p>・全ての都立特別支援学校高等部設置校において、一人一人のニーズに応じた個別移行支援計画を作成し、区市町村障害者就労支援センター等との情報を共有し、実習先・就労先での職業指導や職場定着指導が円滑に進むよう支援を図った。</p>	<p>・全ての都立特別支援学校において、個別の教育支援計画を作成し、児童・生徒一人一人のニーズに応じ、家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関との連携した支援を実施した。個別の教育支援計画については、検討員会での検討を受け、冊子「つながり」と「安心」の教育支援計画」を作成し、都内公立学校の教員に配布した。</p> <p>・全ての都立特別支援学校高等部設置校において、一人一人のニーズに応じた個別移行支援計画を作成し、区市町村障害者就労支援センター等との情報を共有し、実習先・就労先での職業指導や職場定着指導が円滑に進むよう支援を図った。</p>	<p>・都立特別支援学校において、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）や個別移行支援計画を活用し、進路指導主任を中心として組織的に区市町村障害者就労支援センターや他の福祉、医療、保健、労働等の機関との情報を共有する。産業現場等での実習の成果を、個別移行支援計画に反映させ就労先での職場定着指導等の充実を図る。</p>	<p>【事業所管】 東京都教育委員会</p> <p>【実施主体】 特別支援学校 就労支援機関</p>

行動20

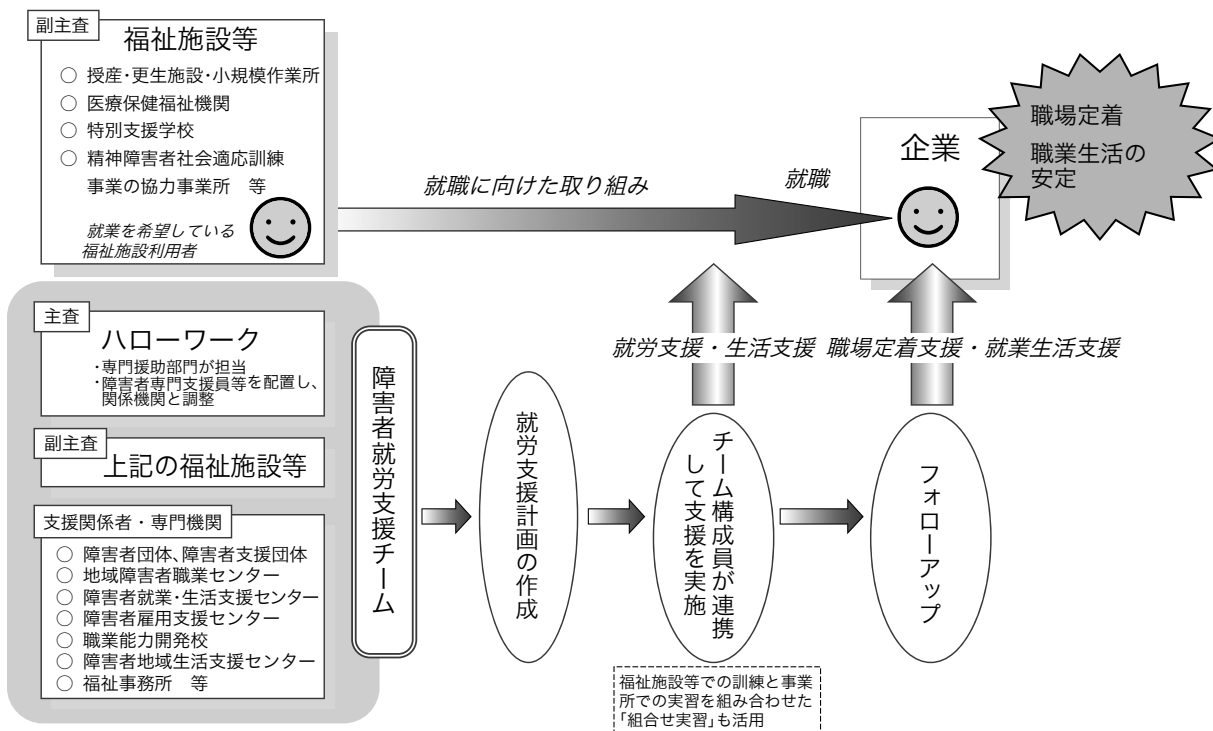
就労支援機関等と企業が顔の見える関係を構築します。

ハローワークと福祉施設が顔の見える連携を行い、障害者の情報、企業を共有し、障害者本人の希望や力量、適性に配慮したマッチングを行います。

就労支援機関が就労支援ネットワークを活用し、企業や福祉施設の見学会などの交流を実施するほか、区市町村障害者就労支援センターに配置された地域開拓促進コーディネーターが地域の企業へのアプローチを行うこと等により、企業と福祉施設が相互に理解を深めていきます。

ハローワークを中心とした「チーム支援」

～「地域障害者就労支援事業」のスキームの全国展開～



(ハローワーク、福祉施設、就労支援機関)

行動20を具体化する事業

事業名・事業内容	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度 取組と事業目標	担当
20-1 ハローワークを中心とした チーム支援の実施 ハローワークが地域の福祉施設や 支援機関と連携した「障害者就労支 援チーム」を編成し、就職の準備段 階から就職後の定着まで一貫した支 援を行う。	地域の関係機関との連携を 強化し、個々の障害者に対 しハローワークを中心とし たチーム支援を実施し、就 職の促進を図った。 チーム支援就職件数：2,525 件	地域の関係機関との連携を 強化し、個々の障害者に対 しハローワークを中心とし たチーム支援を実施し、就 職の促進を図った。 チーム支援就職件数：2,552 件	地域の関係機関との連携を 強化し、個々の障害者に対 しハローワークを中心とし たチーム支援を実施し、就 職の促進を図った。 チーム支援就職件数：2,661 件	地域の関係機関との連携を 強化し、個々の障害者に対 しハローワークを中心とし たチーム支援を実施し、就 職の促進を図る。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 就労支援機関
20-2 地域開拓促進コーディネ ーターの設置促進(拡充)(再掲) 「区市町村障害者就労支援事業」 において同コーディネーターの設置 を進め、就労希望者の積極的な掘り 起しを行うとともに、授産施設等へ の働きかけを行い、企業等に対し障 害者雇用の意識付けを行う。 【補助単価】 1所 1,929千円(年間)	37 区市に設置	41 区市に設置	42 区市に設置	引き続き設置を促進する。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 区市町村障害 者就労支援セ ンター
● 在宅就業支援団体等活性化助成 金の活用 在宅就業障害者に対する就業機会 の確保・提供、職業講習、就労支援 等を行う在宅就業支援団体等の事業 主が、当該事業の活性化を図る場合 に、その活性化に要した費用の一部 を助成する。もって、在宅就業障害 者の就業機会の向上とその定着を図 ること、また、雇用による就業を希 望する者に対しては、一般就労つな がるよう支援を行う。	支給決定件数：4件	支給決定件数：4件	/	/	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 就労支援機関